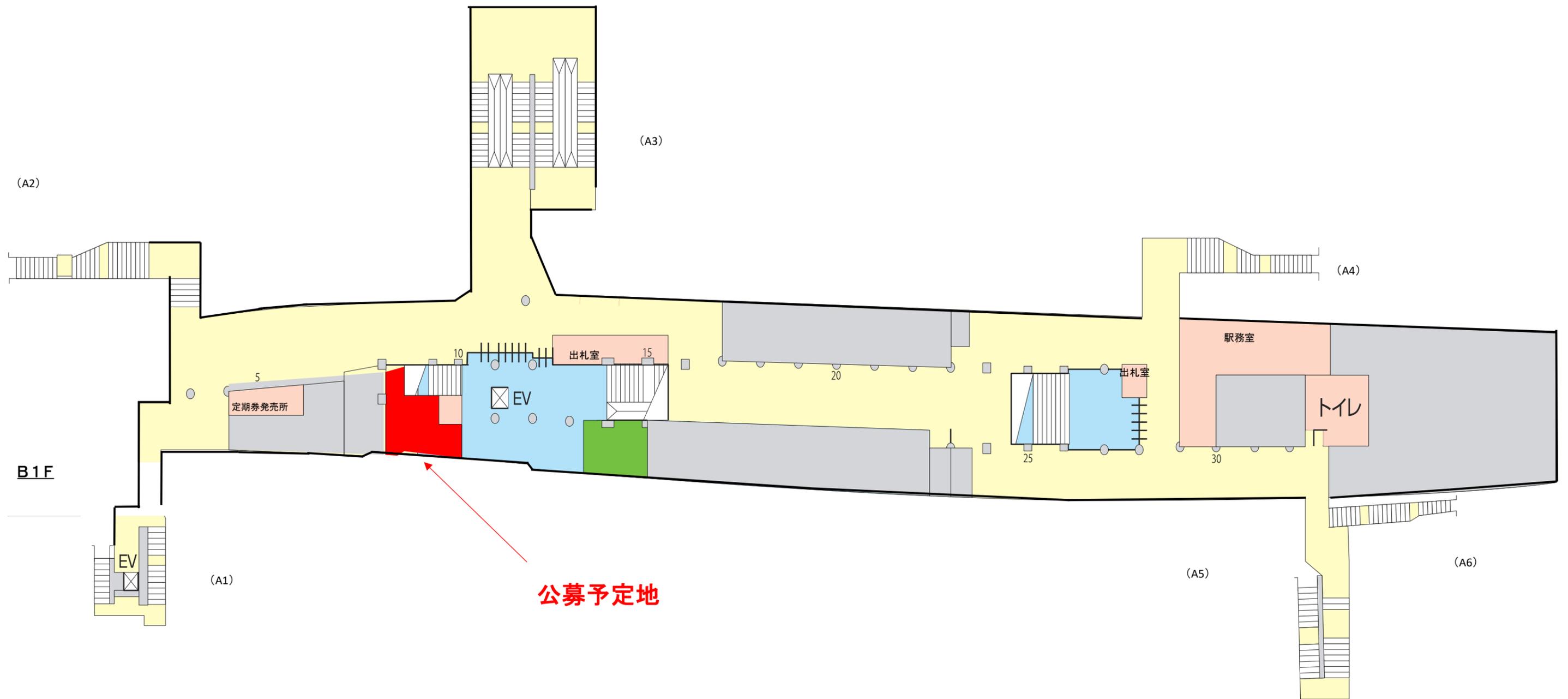
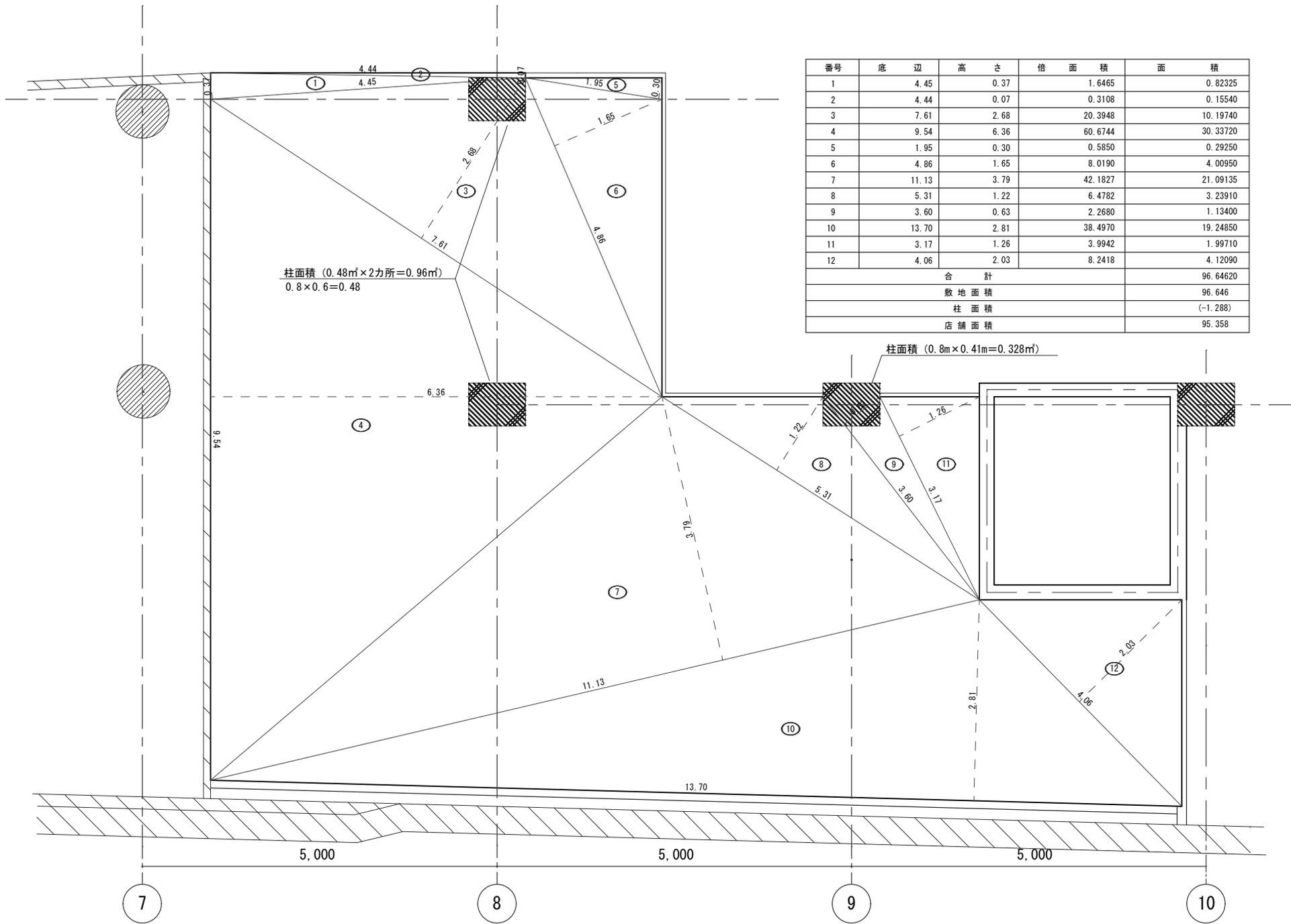


都営浅草線浅草橋駅





交通局または協力会
 出店者財産(残置物あり)

区分 工事種類	財産区分	備考
床(店舗区画内)		・不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。
床(防水)		・不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。
壁(区画背面)		・不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。
壁(だれでもトイレ)		・不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。 ・トイレ側の壁はアンカー及びビス等の打込禁止。
店舗内間仕切壁		・店舗内間仕切は、上部欄間開口(H=500)条件 ・不燃、準不燃又は難燃材料を使用とする。

※旧出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

都営浅草線浅草橋駅 店舗区画(改札外) 財産区分表

交通局または協力会
 出店者財産(残置物あり)

区分 工事種類	財 産 区 分	備 考
天井		<ul style="list-style-type: none"> ・インサート、天井下地は原則既存利用とする。増設が必要な場合は協議のうえ、出店者費用負担により行う。 ・不燃材料を使用とする。
建築工事 共用通路との区画 (出入口)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定防火設備のメンテナンス用点検口は、店舗内に出店者工事により設置 ・下地及び仕上げ材共に不燃材料を使用とする。 ・テナントサインについては別途協議とする。
共用通路との区画 (壁)		<ul style="list-style-type: none"> ・特定防火設備のメンテナンス用点検口は、店舗内に出店者工事により設置 ・下地及び仕上げ材共に不燃材料を使用とする。 ・テナントサインについては別途協議とする。

※旧出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。
 使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

都営浅草線浅草橋駅 店舗区画(改札外) 財産区分表

別紙2-3/4

交通局または協力会

出店者財産(残置物あり)

----- 店舗区画ライン

区分 工事種類	財産区分	備考
電気設備工事	<p>電灯・コンセント設備 (単相三線 100/200V)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照明器具は直管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具又はダウンライト型とする。
	<p>動力設備 (三相三線200V)</p>	
	<p>電話設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出店者がNTTと直接契約を行う。(端子盤MDF解錠時は交通局立会を要する。) ・増設を行う場合は、増設配管の設置から出店者とする。
	<p>光回線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・残置配管あり ・出店者がNTTと直接契約を行う。 ・増設を行う場合は協議とする。
空調換気設備工事	<p>空調設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電源は店舗動力盤 ・冷媒管、電源線、信号線及び室外機架台について、既設物の使用や変更は出店者対応とする。
	<p>換気設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2種換気方式 ・電源は鉄道共用動力盤 ・ダンパーへの接続と店舗内設備については出店者とする。
給排水衛生設備工事	<p>給水設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗入口の止水栓への接続と店舗内設備については出店者とする。 ・給水制御盤の設置は協力会。
	<p>排水設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・圧送ポンプ電源は店舗共用盤から供給。 ・店舗内圧送ポンプへの接続と店舗内設備については出店者とする。
	<p>衛生器具設備</p>	

※旧出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。
使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

都営浅草線浅草橋駅 店舗区画(改札外) 財産区分表

別紙2-4/4

交通局または協力会

出店者財産(残置物あり)

----- 店舗リースライン

区分 工事種類	財産区分	備考
防災設備工事	<p>自動火災報知設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検は交通局にて実施 ・店舗内設備の設置状況により感知器の増設工事等が必要な場合は出店者にて工事を行う。 増設工事等を行う場合、駅防災盤(火災受信盤)の養生措置のため局立会を要する。
	<p>スプリンクラー設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検は交通局にて実施 ・店舗内設備の設置状況によりSPの増設工事等が必要な場合は出店者にて工事を行う。 増設工事等を行う場合、養生措置のため局立会を要する。
	<p>排煙設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駅主ダクトから店舗部分を分岐 ・排煙口取付位置、高さの変更は、避難安全検証条件の排煙計算に影響するため不可
	<p>非常照明設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常照明器具は直管LEDランプ(ガラス管)を使用する器具またはダウンライト型とする。 ・非常照明のバッテリー交換又は本体の交換は出店者にて行う。 ・法定点検は出店者にて行う。
	<p>誘導灯設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導標識及び誘導灯は、A級又はB級BH型とする。 ・誘導標識のバッテリー交換は出店者にて行う。 ・法定点検は出店者にて行う。
	<p>非常放送設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検は交通局にて実施 ・店舗内設備の設置状況によりスピーカーの増設工事等が必要な場合は出店者にて工事を行う。 増設工事等を行う場合、養生措置のため局立会を要する。
	<p>店舗内放送設備 (カッター回路)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検は交通局にて実施。 ・カッターリレーから店舗BGMアンプの増設は出店者にて工事を行う。 増設工事等を行う場合、養生措置のため局立会を要する。
	<p>消火器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検は出店者にて行う。

※旧出店者財産(残置物あり)は、出店者に引き継ぐものとする。
使用する際は出店者の責任において使用し、変更する場合は出店者の負担とする。

都営浅草線浅草橋駅 店舗区画(改札外)管理区分表

別紙3

設備項目		都営浅草線浅草橋駅 店舗区画(改札外)		
		交通局または 協力会	出店者	備考
建築設備	防火区画の扉	○	—	法定検査は交通局または協力会
	店舗内装・店舗サイン・看板等	—	○	維持管理含む
	店舗外装仕上げ	—	○	維持管理含む 統一環境部分を除く
什器設備	店舗用什器設備一式	—	○	什器交換含む維持管理
電気設備	直近の店舗区分開閉器及び店舗電灯・動力盤まで	○	—	
	直近の店舗区分開閉器及び店舗電灯・動力盤以降	—	○	店舗分電盤含む
	店内照明器具	—	○	照明器具交換含む
	電力量計交換	—	○	1回/10年(計量法による)
電話設備	局端子盤から店舗用端子盤までの配線	○	—	
	店舗用端子盤	○	—	
	店舗端子盤以降店内配線器具取付	—	○	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約 ※主配線盤解錠の際には要交通局立会
	(光回線) 駅PD盤からの配線・配管	—	○	利用開始に当たっては出店者がNTTと直接契約
給排水設備	止水栓までの給水管	○	—	
	量水器交換	—	○	1回/8年(計量法による)
	止水栓から先の給水管・衛生器具	—	○	
	店舗区画までの排水管	○	—	点検及び清掃は交通局または協力会
	店舗内排水管	—	○	点検及び清掃(グリストラップ含む)
換気設備	給気設備(店舗区画内ダンパーまで)	○	—	
	給気設備(店舗区画内ダンパーから先)	—	○	店舗内給気口の清掃及びフィルター交換含む
	換気設備[厨房排気](店舗区画飛び込みまで)	○	—	シロッコファン含む
	換気設備[厨房排気](店舗区画内)	—	○	
空調設備	冷媒配管	○	—	
	店舗内室内機および室外機	—	○	・室内機及び室外機の保守は出店者 ・フロン排出抑制法定点検(年4回)
防災設備	自動火災報知機(熱・煙感知器)	○	△	法定検査を含む維持管理(増設分の取り付けにかかる費用負担は出店者)
	スプリンクラー設置(配管・ヘッド等)	○	△	法定検査を含む維持管理(増設分の取り付けにかかる費用負担は出店者)
	排煙設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常放送設備	○	—	法定検査を含む維持管理
	非常照明設備	—	○	
	誘導灯設備	—	○	法定検査(1年に2回)を含む維持管理 「消防用設備等点検結果報告書」の所轄消防への提出(3年に1回) ※甲に上記図書(消防の受理印有)の写しを提出
	店舗内消火器	—	○	
その他及び不明事項				その都度協議により決定

※各工事区分は別表2-1/4~4/4を参照

※いずれも出店者の過失によるものはこの限りではない

都営浅草線 浅草橋駅 空店舗区画① 設備諸元表

項目		条件	
面積		95.35㎡	
法律	道路管理者	東京国道事務所 (亀有出張所)	道路管理者への申請は東京都営交通協力会が行う
	建築	台東区役所	用途変更が生じる場合は要協議
	消防	浅草消防署	防火対象物工事等計画届出書、防火対象物使用開始届 防火管理者選任届、消防計画などを事業者が提出。
	保健所	台東区保健所	業態・商材により要協議
建築		防火区画既設	防火扉(位置変更不可)
電気	三相 (420V)		
	三相 (210V)	69.2kVA	店舗内分電盤有。電力メーターは店舗外(要交換)
	単相 (105V/210V)	35kVA	店舗内分電盤有。電力メーターは店舗外(要交換)
通信	電話 (メタル)	5回線以内	PASMO電子マネー用含む。
	光	既設	ケーブル引込み有 ※契約は事業者に直接申し込み。
給排水	給水	20A	給水制御盤有
	排水	65A	
換気・空調	冷暖房	要設置	空調用冷媒管および電源線既設再使用
	(室外機の置き場)	地上室外機置場	
	給気	2力所	2種換気。変更不可。
	排気	厨房排気	1力所
一般排気	2力所		
排煙設備		既設	避難安全検証条件の排煙計算に関わるため変更不可。
自火報設備		既設※	増設等は出店者工事。
非常照明 誘導灯等		必須※	要交換。出店者工事。
非常放送		既設※	増設等は出店者工事。
スプリンクラー設備		既設※	増設等は出店者工事。

※上記以外に行政指導等により必要とされる基準等への適合(手続き含む)及び設備は設置すること。

固定営業料と道路占用料について

別紙5

		都営浅草線浅草橋駅
占用面積	m ²	95.35
	坪数	28.84
固定費	固定営業料(円以上)※1	200,000～
	店舗道路占用料 ※2	84,000
合計		284,000～
坪単価(道路占用料を含む)		9,800～
坪単価(固定営業料のみ)		6,900～

※1固定営業料は、上記に記載の金額を下限値として、出店者にご提案いただきます。
 ※2道路占用料は、条例等の改正により変動する可能性があり、上記は参考値となります。